

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

名古屋東労働基準監督署（署長 山本祥喜）は、令和6年9月10日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社オンテックスほか1名

（所在地：大阪府大阪市浪速区湊町 事業内容：塗装工事業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第21条第2項

労働安全衛生規則第519条第2項（開口部等の囲い等）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和6年6月3日、愛知県日進市の外壁塗装工事現場において、被疑者の雇用する男性労働者（20歳）が、高さ約4.2メートルの作業床の端で出窓の養生作業中に、当該作業床の端から墜落し、負傷する災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがある箇所において、囲い等を設けることが著しく困難なときは、労働者に墜落制止用器具を使用させなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、被疑者自身（労働者）に墜落制止用器具を使用させることにより墜落防止措置を講じていなかった疑いがあるもの。